

食品表示ウォッチャーを募集しています！

委嘱予定人数
30人

県では、食品の表示をモニタリングする食品表示ウォッチャーを募集しています。

【活動内容】

- ・食品の表示状況のモニター及び報告
- ・不適正な食品表示の情報提供
- ・食品表示に関する研修会への参加

【活動期間】

委嘱した日から令和4年3月31日まで

※委嘱は、令和3年5月頃を予定。

【応募資格】 次のいずれにも該当する方です。

- ・令和3年4月1日現在、満18歳以上の方
- ・岩手県内に居住されている方

【応募方法】

所定の応募用紙又は、はがきに郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号、ファクス番号、応募動機、岩手県食品表示ウォッチャーの経験の有無（ある場合は活動年度）を記入の上、郵送、ファクス、Eメールのいずれかでお申込みください。

◆郵送の場合

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 県庁県民くらしの安全課 食の安全安心担当

◆ファクスの場合 019-629-5279 ◆Eメールの場合 AC0009@pref.iwate.jp

【謝金】 活動に応じて1,500円（年間）の範囲内でお支払いします。（通信費等の経費を含む。）

【応募締切】 令和3年3月31日（水）（当日必着）

【問い合わせ先】 県民くらしの安全課 食の安全安心担当 電話 019-629-5270



【(公財)岩手県生活衛生営業指導センターについて】

- ・ (公財)岩手県生活衛生営業指導センター (以下「指導センター」という。) は、生衛法 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律) により設立された公益法人であり、飲食店や理美容業等の生衛業 (生活衛生関係営業) の向上発展と消費者保護のため各種の事業を推進しています。
- ・ また、コロナ禍の中で、生衛業の衛生確保や営業継続のため、生衛業者への相談対応や助言等を行っています。
- ・ 指導センターの専門の経営指導員が相談等に対応します。
お店に伺うことも可能です。どうぞお気軽に御相談ください。

【指導センター相談対応時間等】

曜日	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く。)
受付時間	午前9時～午後5時
電話番号	019-624-6642
メール	iwatecenter@seiei.or.jp
場所	盛岡市志家町3-13 岩手県美容会館内

※ 詳しくはこちら ([指導センターホームページ](#)) を御覧ください。

ワクチン接種を口実にした消費者トラブルに注意!

- 事例①公的機関を名乗る者から「新型コロナウイルスのワクチンが接種できる。
キャッシュバックされるので10万円を振り込むように」と電話があった。
- 事例②「新型コロナウイルスのワクチンが無料で受けられる。
家は借家か、持ち家か」と電話があった。
- 事例③「新型コロナウイルス予防接種が優先的に打てる」といった
内容で、URLも記載されたSMSが届いた。

国民生活センターHPより



消費者へのアドバイス

- 行政機関の職員を名乗る、行政から委託されたという業者などからの怪しい電話や訪問、心当たりのない送信元からの怪しいメール・SMS、SNSなど、**怪しい・おかしいと思うものには反応しないようにしましょう。**
- 新型コロナウイルスに便乗した**悪質な勧誘を行う業者には耳を貸さないように**しましょう。
- 不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。今後、新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。**少しでもおかしいと感じたら早めにご相談ください。**

消費者ホットライン **188**

岩手県立県民生活センター
消費生活相談専用電話：019-624-2209

岩手県性犯罪・性暴力被害者支援

はまなすサポート

被害にあってしまったら、できるだけ早い時期に産婦人科医などで診察を受けることが大切です。

受診することで、性感染症や望まない妊娠からあなたを守ることができます。

どうしたらいいのか分からない、つらくて助けてほしいとき、相談専用電話「はまなすサポートライン」にお電話をください。

支援員がお話をうかがいます。

あなたの大切な心とからだ、そして未来のために、あなたと一緒に考えていきます。

誰にも相談できず悩んでいませんか？
ひとりで抱え込まないで、わたしたちに相談してください。

岩手県性犯罪・性暴力被害者支援

はまなすサポート

相談専用電話
はまなす
サポートライン

019-601-3026

平日10:00~17:00
(土・日、祝日を除く)



朝・夜、土・日等(年末年始は除く)はこちら
0570-783-554 7:30~22:00

岩手県性犯罪・性暴力被害者支援 「はまなすサポート」とは？

性犯罪・性暴力の被害にあわれた方に、産婦人科及び精神科医療、相談等の心理的支援、捜査関連支援、弁護士による法的支援等を連携して行う支援体制です。

どうしたらいいのか分からない、つらくて助けてほしいとき、ひとりで悩まずお電話ください。

支援員が、お話を伺います。

絶対に他人に知られることのないよう、秘密は厳守します。

◇ お問い合わせ先 県民くらしの安全課 県民生活安全担当（電話 019-629-5331）